

健康科学大学クリニック  
【通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション】  
運営規程

令和 6 年 3 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、健康科学大学クリニックが開設する指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーション事業者(以下「事業所」という。)が、事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護員が要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

(事業の目的)

第 2 条 事業は、事業所の提供に当たる従業者(以下「従業者」という。)が要介護状態又は要支援状態にある者(以下「要介護者等」という。)に対し、必要なりハビリテーションを行うことにより、事業所の利用者(以下「利用者」という。)の心身機能の維持・回復と生活機能の向上を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第 3 条 従業者は、要介護者等が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要なりハビリテーションを提供するものとする。

- 2 従業者は、事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、常に利用者の症状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第 4 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称 健康科学大学クリニック

位置 山梨県南都留郡富士河口湖町小立 2487 番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第 5 条 事業所に、管理者及び従業者を配置する。

管理者 1 名

医師 1 名以上

作業療法士または理学療法士または言語聴覚士 2 名以上

看護師 1 名以上

2 前項に掲げる職員の職務は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 管理者

健康科学大学クリニック院長が兼務する。事業所の管理運営を統括し、所属職員を指揮監督し、業務を処理する。

(2) 医師

健康科学大学クリニック外来診療と兼務とし、通所リハビリテーション利用者の医学的管理にあたる。また、必要に応じて、健康科学大学クリニックの看護師に、利用者の健康管理業務を指示する。

(3) 作業療法士、理学療法士、言語聴覚士、介護職員

サービス提供時間に専従する作業療法士、理学療法士若しくは介護職員を 1 名以上おく。それ以外の作業療法士、理学療法士、言語聴覚士は、健康科学大学クリニック外来診療と兼務する。従業者は、医師の指示のもと、それぞれの利用者の心身機能や日常生活自立度等の状況を把握し、個人に応じたりハビリテーションサービスを提供する。

(4) 看護師

健康科学大学クリニック外来診療と兼務し、医師の指示のもと利用者に対し健康管理業務を行う。

また、これらの従業者は、診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーション実施計画を作成するとともに、そのサービス提供にあたる。

(利用定員)

第 6 条 事業の定員は、サービス提供時間当たり 8 名とする。

(実施日及び実施時間)

第 7 条 事業所の実施日は、次の各号に掲げる日とする。

(1) 月曜日から金曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日を除く

(3) 年末年始、夏季休業を除く

2 事業所の実施時間は、次のとおりとする。

- ①午前 9 時 15 分～10 時 40 分
- ②午前 10 時 30 分～11 時 55 分
- ③午後 14 時 00 分～15 時 25 分

(サービスの内容)

第 8 条 通所リハビリテーションの内容は、次のとおりとする。

- (1) 健康状態のチェック
- (2) 運動機能検査、作業能力検査、高次脳機能検査等の評価
- (3) 運動機能向上のための運動訓練
- (4) 日常生活活動を遂行するための動作訓練
- (5) 作業能力向上のための作業活動
- (6) コミュニケーション能力向上のための訓練
- (7) 居宅での自立した日常生活を営むための助言
- (8) その他必要なリハビリテーション

2 介護予防通所リハビリテーションの内容は、次のとおりとする。

- (1) 健康状態のチェック
- (2) 運動機能検査、作業能力検査、認知機能検査等の専門的評価
- (3) 運動機能維持・向上のための運動訓練
- (4) 日常生活活動の自立を維持するための動作訓練
- (5) 作業能力維持・向上のための作業活動
- (6) コミュニケーション能力向上のための訓練
- (7) 居宅での自立した日常生活を営むための助言
- (8) その他必要なリハビリテーション

(利用料等)

第 9 条 利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 前項の費用の支払を受けるには、利用者又はその家族に対して事前に説明を行い、同意を得るものとする。

3 介護保険外の利用料は、おむつ代（1 枚 100 円、現物交換可）とする。

(通常の事業の実施地域)

第 10 条 通常の事業の実施区域は、富士河口湖町の次の地域とする。

船津、小立、勝山、大嵐、長浜、大石、河口、浅川

(リハビリテーション計画の作成)

第 11 条 医師等の従事者は、利用者の心身の状況希望及びその置かれている環境を踏まえてリハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載したリハビリテーション計画を作成する。

- 2 通所リハビリテーション計画は、居宅サービス計画に基づき作成し、その内容について利用者又はその家族に対し説明し、同意を得て交付する。
- 3 介護予防通所リハビリテーション計画は、介護予防サービス計画に基づき作成し、その内容について利用者又はその家族に対し説明し、同意を得て交付する。
- 4 リハビリテーション従業者は、リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価を記載する。

(記録の整備)

第 12 条 事業に関わる諸記録を整備し、その完結の日から 2 年以上保存する。

(苦情処理)

第 13 条 事業に関する利用者その家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために苦情を受け付けるため事業所に窓口を設置し、その内容等を記録する。

- 2 事業に関し、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。)第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市町村職員からの質問若しくは紹介に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合においては当該指導又は助言に従って必要な改善を行い、市町村からの求めがあった場合には、その改善の内容を市町村に報告する。
- 3 事業に関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第 176 条第 1 項第 2 号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行い、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、その改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告する。

(緊急時等における対応方法)

第 14 条 従業者は、介護を実施中に利用者の状態の急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族、利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。

(事故発生時の対応)

第 15 条 事業の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに必要な措置を講ずる。

2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 16 条 利用者は、施設設備を使用するにあたり、使用方法及びその他従業者の説明指示を遵守するものとする。また、利用者は、故意に施設若しくは附属設備に損害を与え、又はこれを持ち出すことをしてはならない。

(非常災害対策)

第 17 条 非常災害に関する具体的計画を立てておくと共に、非常災害を備えるため定期的に避難の訓練を行い、従業者への指導を徹底させる。

- ① 消火、通報及び避難の訓練
- ② 消防設備、施設などの点検及び整備
- ③ 従業者の火気の使用又は取扱いに関する監督
- ④ その他防火管理上必要な業務

(衛生管理等)

第 18 条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備、飲用に供する水、または医薬品及び医療機器について、衛生的な管理に努め、また衛生上必要な措置を行う。

2 事業所は、当該事業所において感染症の発生及びまん延が起きないよう必要な措置を行う。

(秘密保持及び個人情報の使用)

第 19 条 利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、生命・身体に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて第

三者に漏らすことはない。これは、従業員でなくなった後においても同様である。

2 クリニックでの実習生や研修生においても、従業者と同様に守秘義務と情報管理を徹底する。

（高齢者虐待の防止）

第 20 条 事業所は、虐待の発生または未然に防止するため、虐待防止のための指針等を整備するとともに従業員への周知を徹底する。また、虐待またはその疑いが発生した場合には、速やかに市町村等への報告を実施する。

（その他）

第 21 条 事業所は、従業員の質的向上を図るために事業所における業務を遂行するなかで、日常的に専門的知識と技術の習得や外部研修に参加させることにより業務体制の整備を図る。

2 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、健康科学大学クリニックが定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 30 年 12 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。